# 平成２９年１０月大木町農業委員会
# 総会議事録

**１．開催日時**　　平成２９年１０月１０日（火）午前９時３０分から午前１０時２０分

**２．開催場所**　　大木町役場　３階　第１会議室

**３．総会構成人員現在総数**　　１８名

**４．出席委員**　（１６名）

１番　北島　みゆき
３番　山縣　吉子
５番　廣松　政則
６番　山城　都行
７番　松本　久吉
８番　松永　靜義
９番　野口　大空
１０番　黒田　安利
１１番　山口　伸一
１２番　久良木　勝昌
１３番　牟田　清人
１４番　田中　良房
１６番　松枝　由朗
１７番　真辺　恵子
１８番　松永　一完
１９番　眞崎　萬次　（会長）

**５．欠席委員**　（２名）

２番　井手　正宏
１５番　川村　公人

**６．農業委員会事務局職員**

係長　　古賀　利治
書記　　鶴岡　政勝

**７．議事内容**

１．議事

１）農地法第１８条第６項の規定による通知について
２）農地法第４条第１項及び第５条第１項の許可申請について
３）あっせん譲受希望申込みについて
４）大木町農用地利用集積計画の決定について

８．会議の概要

議　長　　皆さんおはようございます。本日は稲刈りの真最中ということで、大変お忙しい中総会に出席いただき誠にありがとうございます。
今年の作柄については良いほうではないかと思っております。
最近では余り雨風はありませんでしたが、稲が倒れたり虫による被害が発生したりしている状況もあるようですが、できるだけ収穫が終わるまで天気が続くように願うものであります。
会議の後に事務局から説明があると思いますが、１０月２７日に南筑後支部の農業委員の研修会がありますので、全員の方が出席できるように日程調整をよろしくお願いします。
本日は、２番井手正宏委員、１５番川村公人委員より欠席の届出があっております。
大木町農業委員会会議規則第６条の規定により、委員の過半数が出席されておりますので、本日の総会が成立していることを報告いたします。
では、ただいまより、１０月の農業委員会総会を開催いたします。
携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードへの設定をお願いいたします。
本日の議事録署名人を、６番委員の山城都行委員、７番委員の松本久吉委員にお願いいたします。

議案第１号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」を議題といたします。
事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
通知ではございますが、何か質疑がありましたらお願いいたします。

各委員　　（　全員意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。
議案第１号の通知を終わります。
次に、議案第２号「農地法第４条第１項及び第５条第１項の許可申請について」を議題といたします。
整理番号１番を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）
こちらの農地につきましては、１０ha以上の広がりのある農地ということで第１種農地となりますが、住宅敷地の拡張であり例外の適用となっております。

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。現地調査の結果について、現地調査委員の７番松本委員の意見をお願いいたします。

松本委員　　１０月６日に山城委員と事務局２名と現地を調査いたしました。
先ほど事務局から説明があったとおり、一般住宅建設のための転用でございます。息子さんが住む住宅を建設されるとのことで、現在の宅地では配置上住宅が建設できない状況にあるため、敷地の拡張ということで申請されております。
隣接農地は申請人本人の所有でありまして転用による影響はなく、排水についても東側の水路に放流すということですので、何ら問題はないと思います。以上でございます。

議　長　　つづいて、地元委員の１１番山口委員の意見をお願いします。

山口委員　　申請地は〇〇地区でありますが、行政区は〇〇地区であります。住宅敷地の拡張ということで、この申請概要から判断しますと適当であると思われます。

議　長　　現地調査委員並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いいたします。
松枝委員。

松枝委員　　農振はすでに除外されており農業委員会でも審議されていると思いますが、１種農地の除外ということでこれは分家住宅ということですか。

事務局　　分家住宅ということで除外されているかと思います。ただ、この申請は４条ですので、ご本人さんの転用ということです。
本人の除外案件として除外申請がされております。
本人さんの農業上での活用、もしくは農業後継者の住宅建設による除外になるかと思います。

松枝委員　　第１種農地を転用する場合に一定の基準とかがあるのか、基本的には１種農地は転用できないが、分家住宅については一定の例外的な取り扱いの中で対応してある部分があると思います。南側の宅地も広い状況であると思いますが、分家住宅であれば問題はないかと思いますが、南側の宅地にはすでに家が建っているんですかお尋ねします。

事務局　　まずご理解いただきたいのは、除外と転用は全く別物でありまして、除外は農業振興地域整備計画に関する法律であり、農業振興に寄与する内容でなければ除外はできないことになっております。当然、除外された後に転用されますので、その時点で転用についても検討しますが、農地法上の転用については敷地の拡張ということで例外の適用となっております。
敷地については、北側の〇〇〇-〇、〇〇〇-〇、〇〇〇-〇が申請者の住宅の敷地であります。また、一体利用される〇〇〇-〇、〇〇〇-〇の合計の半分以下の面積であれば敷地の拡張が認められます。転用についてはそのような理由で例外的な許可という形になっております。
先ほど申しましたとおり、除外については農業振興に寄与する農業の後

継者のための住宅建設ということになっております。農振上の除外についてはそのような理由が必要であります。
　転用については、分家住宅は関係なくて敷地の拡張という例外的な許可ということになっております。以上でございます。

松枝委員　　敷地の拡張で２分の１以内であれば広さに関係なくＯＫということですか。

事務局　　敷地の拡張であれば敷地の２分の１以内ということで面積の制限はございません。たとえば、工場で１万㎡ある敷地の拡張となれば５千㎡までは敷地の拡張で認められることになります。

松枝委員　　第１種農地であっても問題ないということですか。

事務局　　第１種農地の例外的な許可として敷地の拡張で２分の１ということです。先ほどの除外は別の話しになりますので、除外の敷地拡張ではなくて除外をするうえで農業の振興に寄与するのかという判断になります。
　農振農用地からの除外は農業振興に寄与するかどうかの判断をし、除外ができたところで今度は転用となりますが、農地法に照らしてみたときに１種農地であればどういう部分に適合するのかという判断になります。
　除外と転用は全く別々の判断になってきます。除外をして転用するわけですので、その時点で除外の要件に当たるのかどうか、該当するのかどうかを判断して、除外はできますよとなって、その後に転用ということで農地法に照らして転用が可能であるのかの検討をいたします。
　まずは除外ができるのか、次に転用ができるのか、それぞれの判断をした上で両方できますよとなったところを現時点では除外の申請を受けております。

議　長　　他にご意見ありませんか。

各委員　　（　全員意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
　整理番号１番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、整理番号１番を承認することに決定いたします。
　次に、整理番号２番を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）
　こちらの農地につきましては、第１種農地であり、集落接続の農地ということで例外規定の適用となります。

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。現地調査の結果について、現地調査委員の山城委員の意見をお願いいたします。

山城委員　　１０月６日に松本委員と事務局２名と一緒に現地調査を行いました。
先ほど事務局から説明があったとおり、一般住宅建設のための転用申請です。
現在の宅地に隣接した農地の転用であり、土地改良事業により真っ直ぐに作られた水路の残地を宅地の横に換地されており、その土地も転用されるものに含まれております。
隣接農地はなく転用による周囲の営農への影響もないので何ら問題はないと思われます。以上です。

議　長　　つづいて、地元委員の松永静義委員の意見をお願いします。

松永静義委員　　地元委員として説明いたします。ただいま、事務局及び現地調査委員の説明のとおりであります。本申請につきましては、去る９月２４日に行政書士の方が私のところに見えまして説明を受けたところであります。
周囲の状況から見ましても周辺の農地に与える影響もないものと思っております。よろしくお願いいたします。

議　長　　現地調査委員並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いいたします。
松枝委員。

松枝委員　　この申請については問題ないと思います。関連で質問いたします。
空き地がありまして、宅地と農地がついている同じ所有者の方がおられます。
今それを売りに出しておられますが、農地と一緒に売りに出してあるので一定の要件を満たす耕作権がないと取得ができません。それでなかなか売れない状況です。
空き家でこちらに住んでおられない状況であり、田んぼも雑草が繁茂しており青地の田んぼであります。
役場に相談したがどうにもならないとの話であったので、どうかならないかと相談を受けたことがあります。どうでしょうか。

事務局　　これにつきましては、当然空き家対策という部分も含まった状況ですので、いま空き家対策については建設水道課と企画で対応し、議会でも質問等があっております。
農地の部分は実際に現状としては下限面積がありますので、取得に関しては４反以上耕作権がないとできないことになっております。
産業振興課も含めて話をしているのは新規就農者がおられますので、近くに耕作できるような農地があればそこに誘導するという方策を考えているところであります。
現実的に新規就農者も家まで購入される方はいらっしゃいませんので、

今後、就農された方に斡旋をしていくことを考えております。
　また、朝倉市のほうで空き家つきの農地で耕作放棄地となっている状態であって、空き家及び農地が同じ所有者で町外に住んであり、空き家バンクに登録されている場合は、１００㎡まで下限面積を下げてあります。
　空き家についている農地で耕作放棄地になっている場合は、下限を１００㎡まで下げてその農地も一緒に取得できるように特例で対応してあります。
　いま調査をしているところでありますが、大木町も空き家バンク等を整備しておりますので、そこまで考えて対応するかというところでの検討はしております。

議　長　　現状の報告ということで事務局から報告がありましたが、この問題については、松枝委員のところだけではなくほかのところもあると思いますので、行政としても前向きで解決できるような方向でご尽力をお願いしたいということを申し上げておきます。

議　長　　他にご意見ありませんか。

各委員　　（　全員意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
　整理番号２番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、整理番号２番を承認することに決定いたします。
　次に、議案第３号「あっせん譲受希望申込みについて」を議題とします。
　整理番号１番を議題といたします。
　事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
あっせん譲受希望者は、あっせん譲受等候補者名簿に登録しなければなりませんので、この申込みが出ております。皆さんのご意見をお願いします。
　広松委員。

広松委員　　○○さんについては十分承知しておりますが、現在、○○アール耕作してありイチゴを○○反程度作付けしてあるようですが、残りの○○アールについては空地更地の状態ですか。米の作付けはされていなかったのでしょうかお尋ねします。

議　長　　松永一完委員が近所で詳しい状況がわかりますので、松永委員から説明をお願いします。

松永一完委員　　〇〇さんの件につきまして若干ご説明をいたします。現在、大木町で新規就農者を支援しております。そういう状況の中、多くの応募者があっておりまして、今年度が２名、来年度が３名ということで、他の地域から大木町へ移住しながらイチゴの栽培を始めたい方が来られております。そのお世話をされておりまして、イチゴの苗床が足らないということでかなりの面積必要となっております。

私の田んぼも〇〇反程度貸しておりますし、それでもなおかつ足らないということで、〇〇さんのところで苗を作ってある状況で、空いてる田んぼはありません。

ハウスのところはイチゴを作付けしますが、空いてるところについては苗を育てるところとしてかなりの面積を使ってあります。

実際持ってある面積については〇〇反程度でありますが、借り入れをして作付けされている状況であります。

福岡県の中では〇〇番に個人面積が大きくて、かなりの方が視察に見えておられます。

議　長　　他にご意見ありませんか。

各委員　　（　全員意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終ります。採決致します。

整理番号１番を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、整理番号１番については承認することに決定いたします。

次に、整理番号２番を議題といたしますが、当案件の申請者が〇〇ですので「農業委員会等に関する法律第３１条第１項、議事参与の制限」の規定により当案件終了まで退席させていただきます。

なお、当案件の審議については、松永一完職務代理者に議長を務めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

ここで暫時休憩といたします。

（ 退席の間暫時休憩　10:06～10:07 ）

松永一完職務代理者　　会議を再開いたします。

議事参与の制限の規定により、私が議長を務めさせていただきます。

それでは、整理番号２番を議題といたします。

事務局の朗読説明を求めます。

事務局　（　朗読説明「省略」　）

松永一完職務代理者　事務局の朗読説明が終わりました。
あっせん譲受希望者は、あっせん譲受等候補者名簿に登録しなければなりませんので、この申込みが出ております。皆さんのご意見をお願いします。

各委員　（　全員意見なし　）

松永一完職務代理者　意見もないようですので、質疑を終ります。採決致します。
整理番号2番を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　（　全員挙手　）

松永一完職務代理者　全員賛成と認め、整理番号２番については承認することに決定いたします。
それでは、本案件が終了しましたので、眞崎会長に入室いただき、審議結果を報告したいと思います。
ここで暫時休憩いたします。

（　眞崎会長入室　１０：０９～１０：１０　）

松永一完職務　再開いたします。眞崎会長に報告いたします。整理番号２番の審議の結果、全員賛成により承認されましたので報告いたします。
それでは、議長を交代いたします。　ここで暫時休憩いたします。

（　議長着席の間暫時休憩　１０：１１～１０：１２　）

議　長　会議を再開いたします。
次に、議案第４号「大木町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　この件につきましては、本日承認をいただきましたら、１０月１３日に公告をする予定でございます。
（　朗読説明「省略」　）

議　長　事務局の朗読説明が終わりました。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

各委員　（　全員意見なし　）

議　長　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
議案第４号を承認することに賛成の方は挙手願います。

| | |
|---|---|
| 各委員 | （　全員挙手　） |
| 議　長 | 全員賛成と認め、議案第４号を承認することに決定いたします。<br>以上をもちまして今月の農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。 |